

埠頭指標対応措置について

(別添2)

【埠頭指標対応措置】

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に規定する「保安レベル（国際海上運送保安指標）」に対応して、同法に定める重要国際埠頭施設の管理者が、①当該施設の保安確保のために必要な制限区域の設定及び管理、②当該施設の内外の監視、③同法に定める国際航海船舶に積み込む貨物の点検など、当該施設の保安確保のために取るべき措置のことを言う。

保安レベル	埠頭指標対応措置
<p style="text-align: center;">保安レベル1</p> <p style="text-align: center;">【通常時】</p> <p>※特段の理由がない平常時</p>	<p>イ. 制限区域を設定すること</p> <p>ロ. 制限区域に人又は車両が正当な理由なく立入ることを防止するため、本人確認その他の措置を講ずること</p> <p>ハ. 貨物、船用品その他の制限区域に持ち込まれる物（以下、「貨物等」という。）について点検すること</p> <p>ニ. 重要国際埠頭施設内の巡視又は監視をすること</p> <p>ホ. 重要国際埠頭施設の前面の水域の監視をすること</p> <p>ヘ. 関係行政機関及び船舶保安管理者その他の関係者との連絡及び調整を図ること</p> <p>ト. その他国土交通大臣が特に必要と認めた措置を講じること</p>
<p style="text-align: center;">保安レベル2</p> <p style="text-align: center;">【テロの発生が高い場合】</p> <p>※レベル3ほどの確度ではないものの、テロ発生が懸念されるような事象や情報がある場合</p>	<p>イ. 制限区域を設定すること</p> <p>ロ. 制限区域に人又は車両が正当な理由なく立入ることを防止するため、本人確認その他の措置を強化すること</p> <p>ハ. 貨物等について点検を強化すること</p> <p>ニ. 重要国際埠頭施設内の巡視又は監視を強化すること</p> <p>ホ. 重要国際埠頭施設の前面の水域の監視を強化すること</p> <p>ヘ. 関係行政機関及び船舶保安管理者その他の関係者との連絡及び調整を図ること</p> <p>ト. その他国土交通大臣が特に必要と認めた措置を講じること</p>
<p style="text-align: center;">保安レベル3</p> <p style="text-align: center;">【テロの発生のおそれが高く高い場合】</p> <p>※特定の船舶や港湾においてテロが発生するという極めて確度の高い事象や情報がある場合</p>	<p>イ. 制限区域を設定すること</p> <p>ロ. 制限区域に重要国際埠頭施設における業務の関係者以外の者又は当該関係者に係る車両以外の車両が立入ることを禁止すること</p> <p>ハ. 貨物等の制限区域への受け入れを一時停止すること</p> <p>ニ. 重要国際埠頭施設内を常時監視すること</p> <p>ホ. 重要国際埠頭施設の前面の水域を常時監視すること</p> <p>ヘ. 関係行政機関及び船舶保安管理者その他の関係者との連絡及び調整を図ること</p> <p>ト. その他国土交通大臣が特に必要と認めた措置を講じること</p>